

東京都認定がん診療病院の認定要件改正について

改正のポイント

東京都認定がん診療病院は、「がん診療拠点病院と同等の高度な診療機能を有する医療施設」として東京都知事が認定する病院であるため、下記のとおり、現行要件を改正する。

なお、改正要件の適用の際には、一定の猶予期間を設ける予定である。

① 原則として、がん診療連携拠点病院の新要件と同様の要件とする。

② 現行要件において、がん診療連携拠点病院の新要件を上回っている要件は現状維持とする。

- ・「5大がん以外の複数のがんについての標準的治療の実施」の追加
- ・「集中治療室の設置」（拠点病院の原則要件）の必須要件化

（理由）

現行の都認定病院・都内の国拠点ともにこれらの要件は満たしているため

③ 相当の理由がある場合は、がん診療連携拠点病院の新要件の一部を緩和し、要件とする。

- ・相談支援センターの相談支援員の要件として、「国立がん研究センターによる研修の修了」（拠点病院の必須要件）を望ましい要件化し、代わりに「相談支援に携わる者のがん相談支援員に関する研修会等への積極的参加」を必須要件として追加

（理由）

各認定病院も当該研修の受講を希望しているが、研修受講可能人数に制限があり、なかなか受講できないという国制度上の制約があるため